

# 生活排水処理事業料金改定について

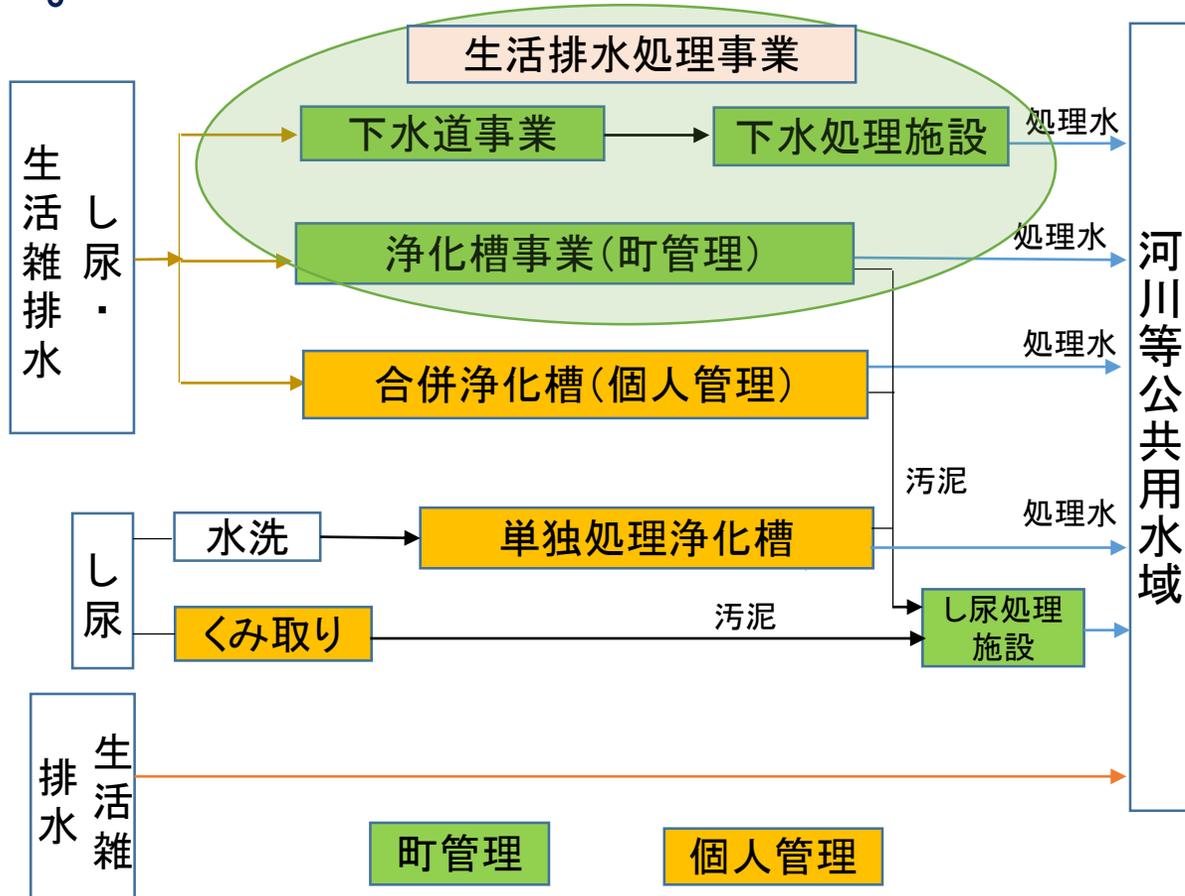
改定日(案):令和7年4月1日

# 生活排水処理事業の概要

## 生活排水処理事業とは

し尿と生活雑排水を併せて処理し、住環境の改善と公共用水域の水質保全という機能を果たすため、町において下水道と浄化槽の整備及び運営をする事業です。

## 町の生活排水処理の仕組み



## 区域別生活排水処理事業

### 下水道処理区域

下真手・上真手・本田木屋・小切畑  
江馬・天ヶ瀬・菅木屋・清滝・菌・茂原

### 合併処理浄化槽処理区域

下水道処理区域以外

## 生活排水処理事業管理状況

令和6年3月31日現在

	世帯数	割合
生活排水処理事業	1,668	41%
個人管理(合併・単独・くみ取り)	2,379	59%
住基世帯数	4,047	

# 現行の料金体制

## 料金表

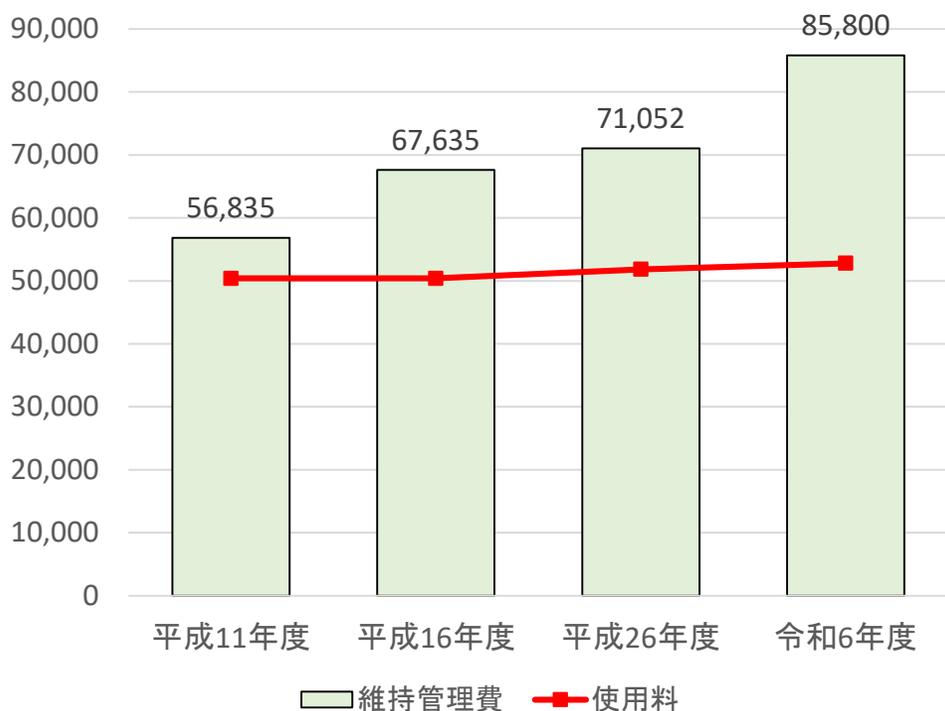
名 称	月額使用料金(税込)	
	下水道事業	浄化槽事業
1人から5人まで	4,400円	4,400円
5人を超え1人増すごとに	550円	550円

※ 浄化槽事業については、使用者に負担していただいているブロアの電気代を月1,000円以内で4月に町から1年分を使用者へ返還しています。

※ 5人を超える場合は、1人増すごとに550円増加します。

※ 月額使用料金については、平成11年度に浄化槽事業が開始され5人槽の維持管理費を賄えるよう算定しています。下水道事業と浄化槽事業は、同額となります。

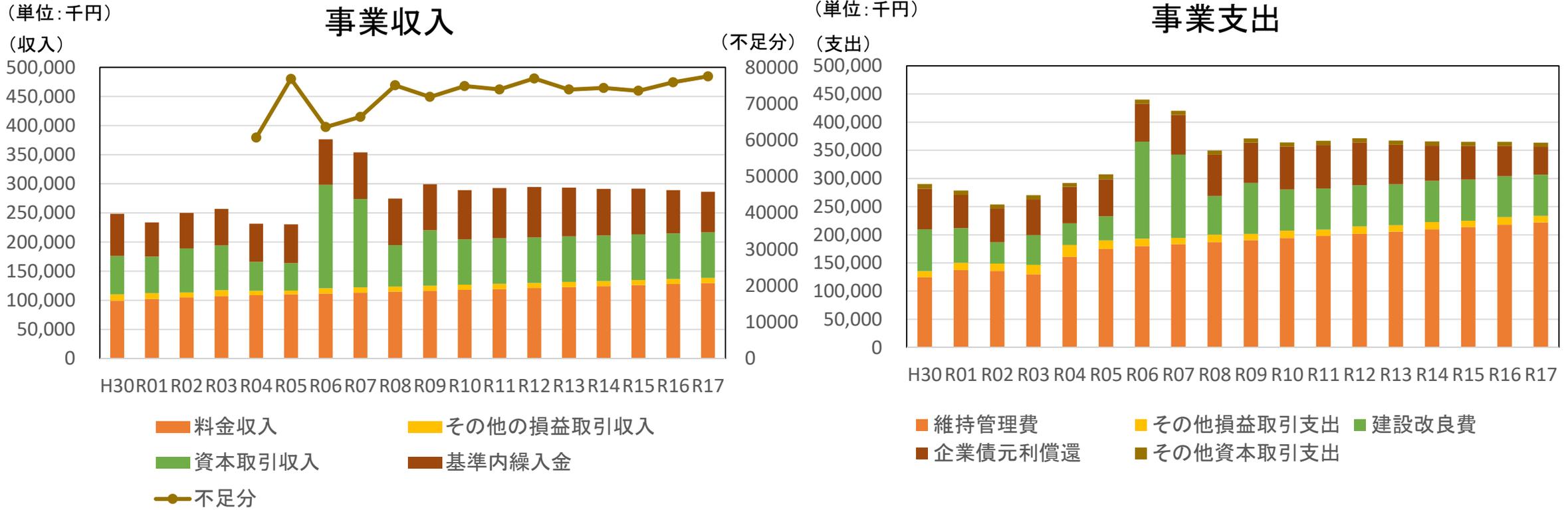
# 浄化槽(5人槽)1基当たりの年間使用料と維持管理費の推移



	使用料	維持管理費					
		合計	清掃費	保守点検費	法定点検費	ブローの電気代返還費	消耗費
平成11年度	50,400	56,835	31,395	16,500	5,000	—	3,940
平成16年度	50,400	67,635	31,395	16,500	3,800	12,000	3,940
平成26年度	51,840	71,052	37,260	13,932	3,800	12,000	4,060
令和6年度	52,800	85,800	48,070	17,490	4,100	12,000	4,140

- ・維持管理費が料金収入を上回っている状況である。
- ・使用料の料金改定については1度も実施していない。増額については、消費税変更分。
- ・維持管理費については、平成16年度にブローの電気代返還費が追加。  
平成26年度に清掃費の増額。  
令和6年度に保守点検費及び清掃費の増額。

# 生活排水処理事業 現行料金での財政予測



毎年度約75,000,000円の収入不足となり、不足分については一般会計からの補助金により賄っています。しかし、独立採算での経営が必要なため使用料で不足分を補う必要があります。

# 改定理由

- ① 生活排水処理事業は、公営企業として原則、独立採算での経営が必要となる。しかし現状は、一般会計からの補助金(基準外)の繰出がなければ、経営が成り立たない状況のため。
- ② 維持管理費が料金収入を上回っている状況であり、令和6年度より、浄化槽の保守点検料・清掃料が値上がりしたことにより、さらに維持管理費が増加したため。
- ③ 物価の高騰により、事業費用が高止まりしているため。
- ④ 今後、下水道施設、浄化槽が耐用年数を迎えることから、施設の修繕や更新が増加するため。

# 1基当たりの年間使用料と維持管理費(戸数按分)

令和7年度推計値

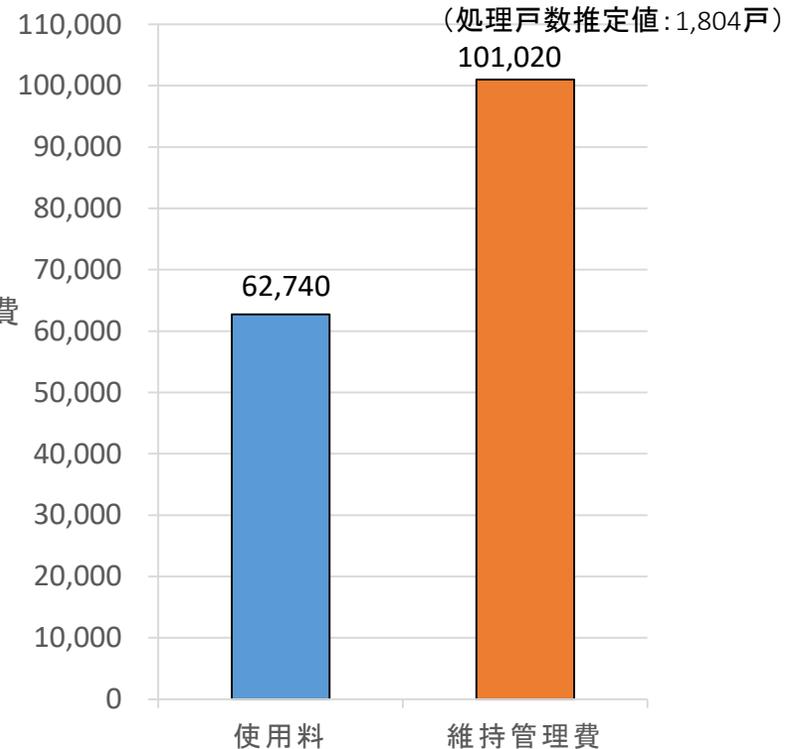
(単位:円) 下水道事業 (処理戸数推定値:561戸)



(単位:円) 浄化槽事業 (処理戸数推定値:1,243戸)



(単位:円) 生活排水処理事業 (処理戸数推定値:1,804戸)



	使用料	維持管理費	収入不足額	維持管理費不足額
下水道事業	80,150	94,670	14,520	1,210
浄化槽事業	54,890	105,050	50,160	4,180
生活排水処理事業	62,740	101,020	38,280	3,190

# 浄化槽(5人槽)1基当たりの年間使用料と維持管理費

平成11年度(開始時)

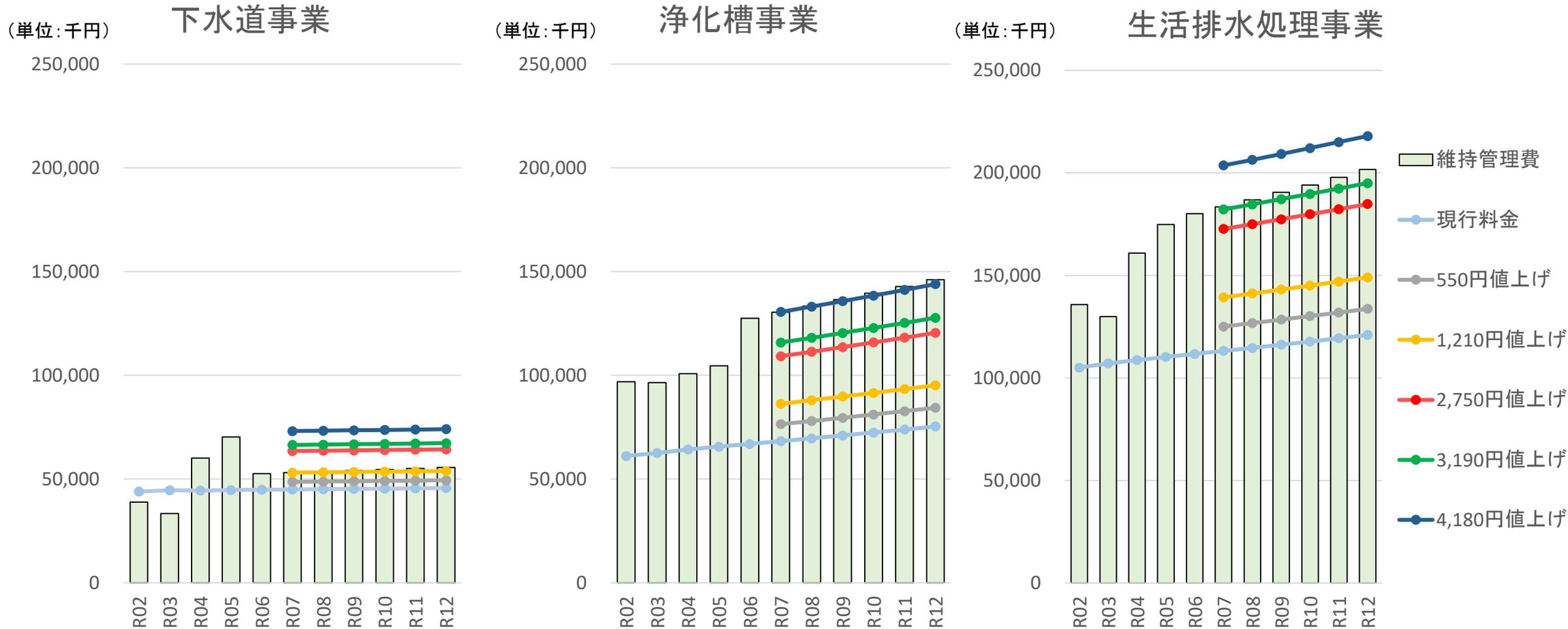


令和6年度(現在)



	使用料	維持管理費	収入不足額	維持管理費不足額
平成11年度(開始時)	50,400	56,185	6,435	536
令和6年度(現在)	52,800	85,800	33,000	2,750

# 料金改定額の検討シミュレーション



# 料金改定の検討結果(案)

	550円値上	1,210円値上	4,180円値上	3,190円値上	2,750円値上
金額設定の考え方	令和4年度運営員 会に報告した案	下水道事業維持 管理費と下水道 事業料金収入が 均衡する案	浄化槽事業維持管 理費と浄化槽事業 料金収入が均衡す る案	生活排水処理事業 の維持管理費 と料金収入が均 衡する案	浄化槽5人槽維持 管理費と料金収入 が均衡する案
改定率	12.5%	27.5%	95%	72.5%	62.5%
改訂後の月額使用料	4,950	5,610	8,580	7,590	7,150
<b>生活排水処理事業(全体)(R7推測値 年間)</b>					
料金収入(単位:千円)	125,093	139,373	203,631	182,212	172,692
維持管理費(単位:千円)	183,458				
差額	△58,365	△44,085	20,173	△1,246	△10,766
考察	浄化槽維持管理 費が増額する前 の検討結果であり、 維持管理費に対し て料金収入が少 なすぎる。	浄化槽事業につ いては維持管理 費に対して料金 収入が不足する。	1か月の使用料が 8,580円となり使用 者の負担が大き すぎる。	改定率72.5%、1 か月の使用料が 7,590円と高額に なる。	現状の料金算定に 基づき算出した金額 であり、使用者の負 担を軽減した案であ る。
検討結果	×	△	×	△	○

# 改定後の料金体制(案)

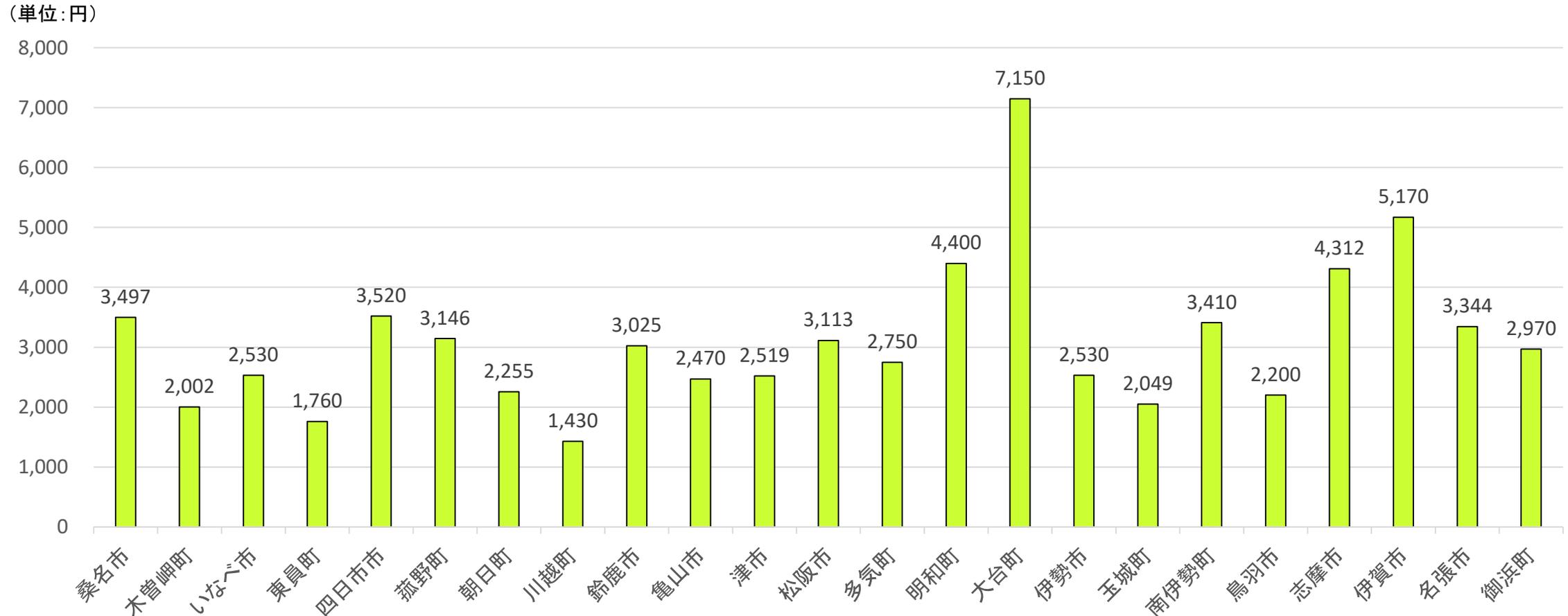
## 料金表

名 称	月額使用料金(税込)	
	下水道	浄化槽
令和7年度以降	7,150円	6,160円
5人を超え1人増すごとに	550円	550円

※ 浄化槽月額使用料金については、現在、ブロアの電気代を年度終わりの4月に還付しているが料金改定後は、ブロアの電気代を差引いた額を浄化槽月額使用料金とし、還付はとりやめる。

# 改定(案)での県内市町との料金比較

- 下水道事業(使用水量20m<sup>3</sup>の場合)



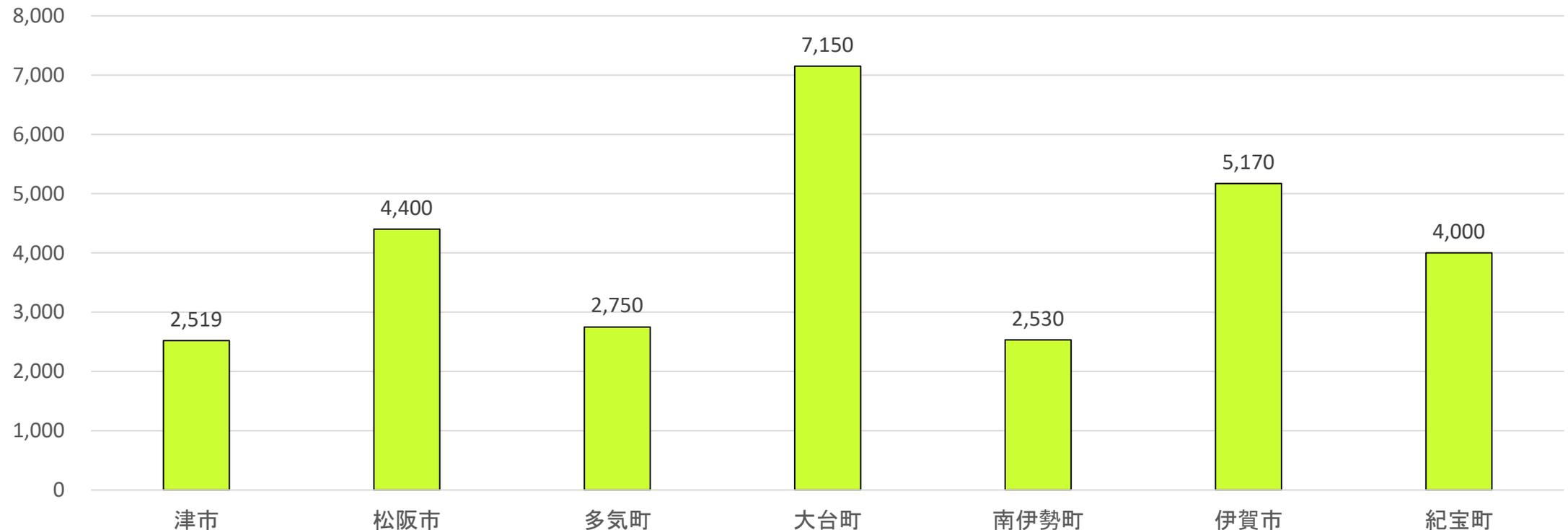
令和6年6月20日現在

※各市町ホームページより

# 改定(案)での県内市町との料金比較

- ・浄化槽事業(使用水量 $20\text{m}^3$ の場合)

(単位:円)



令和6年6月20日現在

※各市町ホームページより

# 参考 改訂(案)での1ヶ月当たりの負担額

水道使用量10m<sup>3</sup>、1人から5人までの世帯の場合(税込み)

	現行料金	改訂後の料金	差額	備考
水道料金	1,320円	1,650円	330円	
下水道事業・浄化槽事業使用料	4,400円	7,150円	2,750円	
合計	5,720円	8,800円	3,080円	

水道使用量20m<sup>3</sup>、1人から5人までの世帯の場合(税込み)

	現行料金	改訂後の料金	差額	備考
水道料金	3,300円	4,070円	770円	
下水道事業・浄化槽事業使用料	4,400円	7,150円	2,750円	
合計	7,700円	11,220円	3,520円	